

第 30 号 議 案

令和 2 年 9 月 16 日
総 務 課
任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則の一部改正について

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則を別添のとおり改正し、施行する。

記

東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

派遣先法人の追加に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容								
<p>別表第一 (条例第2条関係)</p>	<p>【派遣先団体の追加に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別表第一（公益的法人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人東京都つながり創生財団 <table border="1" data-bbox="485 539 1442 1648"> <tr> <td data-bbox="485 539 676 573">団体名</td> <td data-bbox="676 539 1442 573">一般財団法人東京都つながり創生財団</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 573 676 607">申請者</td> <td data-bbox="676 573 1442 607">東京都知事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 607 676 1610">都事業との関連性及び職員派遣の必要性</td> <td data-bbox="676 607 1442 1610"> <p>・ 都では、在住外国人支援やボランティア文化の定着に向けた支援など、様々な人が安心して暮らせる多文化共生社会づくりや、相互に助け合う共助社会づくりに関する事業を実施しているが、都におけるコミュニティは在住外国人の増加や都民の価値観の多様化を背景に変革期を迎えており、新たな視点を導入し、活性化を図っていく必要がある。</p> <p>そのため、地域に密着した専門人材の確保、民間団体との継続的な連携及び柔軟な執行体制による機動的な事業展開を可能とする新たな財団法人を設立する。</p> <p>・ 事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 多文化共生社会づくりに関する事業 (2) 共助社会づくりに関する事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>・ 多文化共生社会づくりや、共助社会づくりに関する事業を財団のメリットを活かしながら機動的に展開していくという設立の趣旨にあるように、財団で実施する事業は都が進める事業と不可分の関係にあり、密接な関連を有する。</p> <p>また、多文化共生社会づくりや共助社会づくりは『『未来の東京』戦略ビジョン』にも掲げられた都の重要施策であり、事業を進めるにあたっては都との情報共有や連絡調整を適切に行う必要があるため、法人事業の実施には都職員の派遣が不可欠である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1610 676 1648">都の補助金</td> <td data-bbox="676 1610 1442 1648">運営費補助金を交付</td> </tr> </table>	団体名	一般財団法人東京都つながり創生財団	申請者	東京都知事	都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p>・ 都では、在住外国人支援やボランティア文化の定着に向けた支援など、様々な人が安心して暮らせる多文化共生社会づくりや、相互に助け合う共助社会づくりに関する事業を実施しているが、都におけるコミュニティは在住外国人の増加や都民の価値観の多様化を背景に変革期を迎えており、新たな視点を導入し、活性化を図っていく必要がある。</p> <p>そのため、地域に密着した専門人材の確保、民間団体との継続的な連携及び柔軟な執行体制による機動的な事業展開を可能とする新たな財団法人を設立する。</p> <p>・ 事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 多文化共生社会づくりに関する事業 (2) 共助社会づくりに関する事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>・ 多文化共生社会づくりや、共助社会づくりに関する事業を財団のメリットを活かしながら機動的に展開していくという設立の趣旨にあるように、財団で実施する事業は都が進める事業と不可分の関係にあり、密接な関連を有する。</p> <p>また、多文化共生社会づくりや共助社会づくりは『『未来の東京』戦略ビジョン』にも掲げられた都の重要施策であり、事業を進めるにあたっては都との情報共有や連絡調整を適切に行う必要があるため、法人事業の実施には都職員の派遣が不可欠である。</p>	都の補助金	運営費補助金を交付
団体名	一般財団法人東京都つながり創生財団								
申請者	東京都知事								
都事業との関連性及び職員派遣の必要性	<p>・ 都では、在住外国人支援やボランティア文化の定着に向けた支援など、様々な人が安心して暮らせる多文化共生社会づくりや、相互に助け合う共助社会づくりに関する事業を実施しているが、都におけるコミュニティは在住外国人の増加や都民の価値観の多様化を背景に変革期を迎えており、新たな視点を導入し、活性化を図っていく必要がある。</p> <p>そのため、地域に密着した専門人材の確保、民間団体との継続的な連携及び柔軟な執行体制による機動的な事業展開を可能とする新たな財団法人を設立する。</p> <p>・ 事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 多文化共生社会づくりに関する事業 (2) 共助社会づくりに関する事業 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>・ 多文化共生社会づくりや、共助社会づくりに関する事業を財団のメリットを活かしながら機動的に展開していくという設立の趣旨にあるように、財団で実施する事業は都が進める事業と不可分の関係にあり、密接な関連を有する。</p> <p>また、多文化共生社会づくりや共助社会づくりは『『未来の東京』戦略ビジョン』にも掲げられた都の重要施策であり、事業を進めるにあたっては都との情報共有や連絡調整を適切に行う必要があるため、法人事業の実施には都職員の派遣が不可欠である。</p>								
都の補助金	運営費補助金を交付								

	<p>【参考】 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第2条及び第10条（抄） （職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次項に定める団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。</p> <p>一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員を派遣を行っている団体</p> <p>二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体</p> <p>三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの（法第10条第1項に規定する条例で定める法人）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社は、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。</p> <p>一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員を派遣を行っている団体</p> <p>二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体</p> <p>三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの</p>
施 行 期 日 附 則	令和2年10月1日

【参考】

公益的法人等への派遣について（資料）

○派遣法及び派遣条例に基づく身分的取扱い

	公益的法人等への派遣	営利法人への退職派遣
対象職員	一般職、再任用職員（フルタイム勤務、短時間勤務）	
派遣前の手続	職員の同意	任命権者の要請に応じ退職
	※任命権者と対象法人との間で、業務内容・報酬・福利厚生等について、取決め書を締結、職員本人に取決め内容を明示	
復職	期間満了により復職	
派遣期間	3年以内（5年まで延長可）	3年以内
服務	身分上の服務 （信用失墜、政治行為制限）	なし （公務員としての身分喪失）
	職務上の服務（職務命令義務・職務専念義務）不適用	
退職手当	期間通算	
年金	期間通算	
勤務時間等	都勤務時間条例の例による（休暇の取得・勤務実績は相互通算）	
災害補償	都の公務・通勤災害による補償と同程度の補償	
分限・懲戒	協議の上、都と派遣先で行う	派遣先団体で行う
雇用保険	適用外	派遣先団体の雇用保険を適用
健康保健等	派遣前と同様に共済組合の一般組合員	派遣先団体での健康保険等を適用する
共済組合	地方公務員等共済組合法に係る規定を適用する	長期給付のみ適用する
福利厚生	（一財）東京都人材支援事業団正会員	

派遣先団体の例

- ・一般財団法人東京都人材支援事業団
- ・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
- ・株式会社東京ビッグサイト

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人東京都人材支援事業団」を

「一般財団法人東京都人材支援
一般財団法人東京都つながり

事業団
創生財団」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <ul style="list-style-type: none">一般財団法人救急振興財団から東京都営交通協力会まで一般財団法人東京都人材支援事業団一般財団法人東京都つながり創生財団 <p>一般財団法人東京マラソン財団から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第二条関係）（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <ul style="list-style-type: none">一般財団法人救急振興財団から東京都営交通協力会まで一般財団法人東京都人材支援事業団（新設） <p>一般財団法人東京マラソン財団から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第二条関係）（略）</p>

2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

派遣法派遣対象団体の追加に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
別 表 第 一 (第 9 条 関 係)	<p>【働きかけ規制適用除外団体の追加に伴う規定整備】</p> <p>都の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う団体を新たに規定</p> <ul style="list-style-type: none">○ 別表第一<ul style="list-style-type: none">・ 一般財団法人東京都つながり創生財団 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>【参考】東京都職員の退職管理に関する規則 第9条 地方公共団体若しくは国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人として、地方独立行政法人、退職手当通算法人、別表第一及び別表第二に掲げる団体を規定</p></div> <p>※ 公益法人等派遣法においても、職員を派遣する対象となる団体を「業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である」団体と規定</p>
施 行 期 日 附 則	令和2年10月1日

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

東京都職員 の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員 の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人東京都人材支援事業団」を

「一般財団法人東京都人材支援
一般財団法人東京都つながり

事業団
創生財団」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条から第二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <ul style="list-style-type: none">一般財団法人救急振興財団から一般財団法人東京都営交通協力会まで一般財団法人東京都人材支援事業団一般財団法人東京都つながり創生財団 <p>一般財団法人東京マラソン財団から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第九条関係）（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十三条まで（略）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <ul style="list-style-type: none">一般財団法人救急振興財団から一般財団法人東京都営交通協力会まで一般財団法人東京都人材支援事業団 <p>（新設）</p> <p>一般財団法人東京マラソン財団から日本消防検定協会まで</p> <p>別表第二（第九条関係）（略）</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで（略）</p>

一般財団法人東京都つながり創生財団の設立について

背景

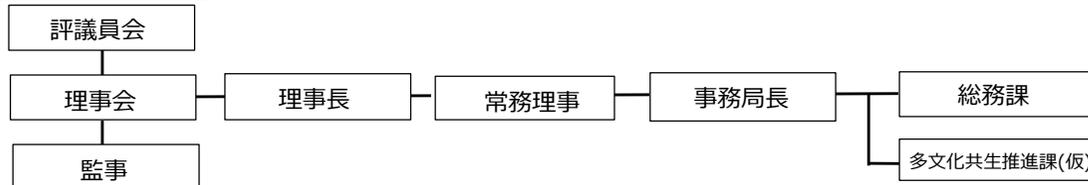
- 東京の活力の源泉は「人」であり、人と人をつなぐ取組を更に進めていくことが大切
- 在住外国人の生活を支援し、日本人とともに地域で活躍できるような取組の拡充が必要
- ボランティア文化をレガシーとして定着させる仕組みが必要
- 町会・自治会をはじめとする地域の活動を活性化するための支援が必要

新財団において、コミュニティの活性化を支援（多文化共生社会づくり・共助社会づくり）

新財団の概要

事項	内容
名称	一般財団法人東京都つながり創生財団
設立目的	多文化共生社会づくり及び共助社会づくりを推進する事業を実施し、人と人とのつながりを育むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現する。
設立日	令和2年10月1日
事業内容	(1) 多文化共生社会づくりに関する事業 (2) 共助社会づくりに関する事業
基本財産	89百万円（都出えん比率：100%）
理事長	マリ・クリスティーヌ氏 （異文化コミュニケーター・東京女子大学教授）

組織



事業規模等

- 令和2年度の体制（政策連携団体として指定予定）

予算規模

約1.7億円
（うち出えん金 89百万円）

組織規模

10名体制

新財団の機能

- ① 在住外国人支援事業
→外国人相談体制の整備、やさしい日本語の普及促進
- ② 「ボランティア情報のワンストップシステム」の運営
→ボランティア活動に関心のある人と、団体やコーディネーター双方に有益な情報を収集・提供
- ③ 町会・自治会への支援
→町会・自治会と、地域の企業・NPO・大学等をつなげ、地域の課題に応じた支援を実施

コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立

多文化共生社会づくり

新財団による新たな取組

東京都国際交流委員会のこれまでの事業を順次引き継ぐとともに、喫緊の課題に対応するための新しい取組を実施することで、在住外国人支援事業の拡充を図る

【ワンストップ相談ナビと都内窓口支援】

- ・外国人からの電話相談を多言語で受付、適切な窓口等につなぐ
- ・人材育成、事例共有などにより地域の相談窓口を支援、強化

【地域日本語教育の推進（体制づくり）】

外国人が生活に必要な日本語能力を確実に身に付けられるよう、地域のNPOなどと連携し、日本語教育の体制づくりを支援

【通訳派遣事業】

少数言語は区市町村単独で対応が困難なため、通訳派遣や同行通訳を実施

【「やさしい日本語」の活用促進】

外国人に対する有効なコミュニケーションツールである「やさしい日本語」を活用し、外国人と日本人の相互理解を促進

コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立

共助社会づくり（ボランティア）

新財団による新たな取組

課題解決のため、新たな仕組みを運営

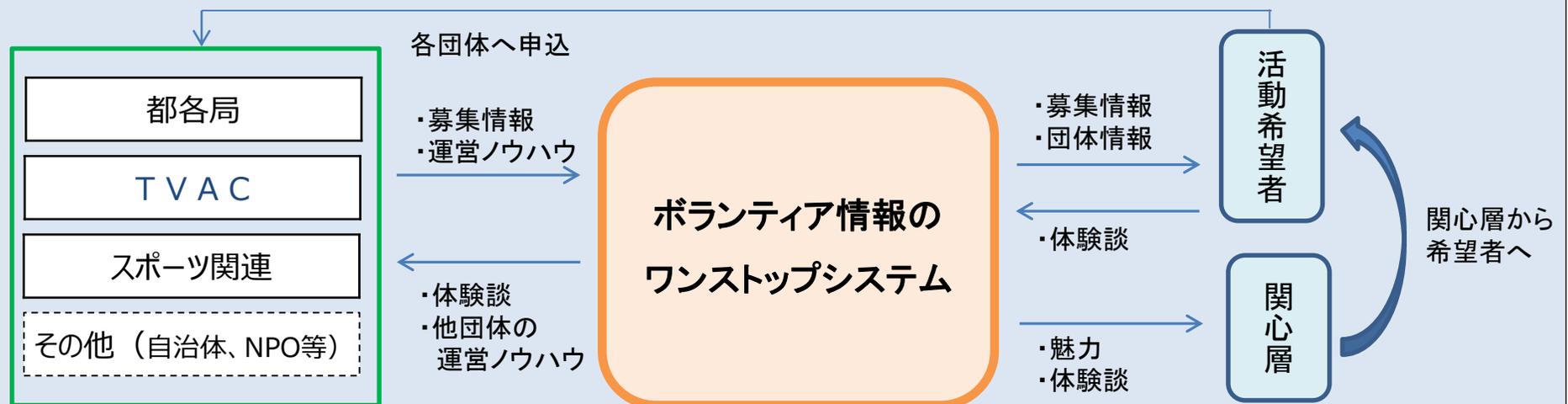
○東京2020大会のレガシーとなる他に類を見ない「ボランティア情報のワンストップシステム」を運営

⇒ 複数の中間支援組織（TVAC、スポボラネット）等との連携により、ボランティア活動に関心のある人と団体やコーディネーター双方に有益な情報を収集・提供することで、好循環を作り出す

（情報の例）・多様な興味関心に応じた活動情報 → **活動の継続**

・ボランティアの魅力を伝える体験談 → **裾野の拡大**

・先進的な取組で成果を挙げている団体の運営ノウハウ → **団体のコーディネート力の向上**



コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立

共助社会づくり（地域コミュニティの支援）

新財団による新たな取組

事業を再構築・充実し、新財団で実施

○ 地域コミュニティ活性化プロジェクト

新たに財団に配置する「地域活性化コーディネーター」が、個別の町会・自治会に対し、地域の企業・NPO・大学等と連携しながら地域の課題に応じた支援を行う

